

## 地域再生計画変更新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>4 地域再生計画の目標</p> <p>太田市は平成17年3月に旧太田市、尾島町、新田町および藪塚本町が合併してできた新しい市である。本市は、群馬県東部に位置し、人口220,078人（平成21年4月1日現在）、面積176.49平方キロメートルであり、南部には利根川、北部には渡良瀬川が流れており、緑豊かな金山や八王子山系の丘陵のほかは、概ね平坦な地形である。</p> <p>本市は、自動車産業を中心とした工業、藪塚温泉、重要文化財、歴史的建造物等を中心とした観光産業、肥沃な恵まれた土地を生かした農業と各産業がバランス良く共存し発展している。</p> <p>しかし、昭和35年の首都圏都市開発区域の指定を契機とした産業の飛躍的な発展により都市化が進展し、人口増加が著しくなり、農地の宅地開発化が進んでいった。中心市街地の都市化および農地の宅地開発に伴い、生活環境の悪化、公共用水域の汚濁も進んできた。</p> <p>このため、昭和41年に中心市街地において下水道事業に着手し、その後、農村部においては農業集落排水施設事業、住宅団地ではコミュニティ・プラント事業による污水处理施設の整備を推進し、平成4年には新田処理区に着手し、生活環境の改善、公共用水域の環境保全に寄与してきた。</p> <p>平成17年度からは污水处理施設整備交付金を活用し、公共下水道事業、農業集落排水施設事業及び浄化槽設置事業を推進し、污水处理人口普及率は平成17年3月末の57.8%から平成22年3月末では69.6%に向上した。</p> <p>(以下略)</p>	<p>4 地域再生計画の目標</p> <p>太田市は平成17年3月に旧太田市、尾島町、新田町および藪塚本町が合併してできた新しい市である。本市は、群馬県東部に位置し、人口220,078人（平成21年4月1日現在）、面積176.49平方キロメートルであり、南部には利根川、北部には渡良瀬川が流れており、緑豊かな金山や八王子山系の丘陵のほかは、概ね平坦な地形である。</p> <p>本市は、自動車産業を中心とした工業、藪塚温泉、重要文化財、歴史的建造物等を中心とした観光産業、肥沃な恵まれた土地を生かした農業と各産業がバランス良く共存し発展している。</p> <p>しかし、昭和35年の首都圏都市開発区域の指定を契機とした産業の飛躍的な発展により都市化が進展し、人口増加が著しくなり、農地の宅地開発化が進んでいった。中心市街地の都市化および農地の宅地開発に伴い、生活環境の悪化、公共用水域の汚濁も進んできた。</p> <p>このため、昭和41年に中心市街地において下水道事業に着手し、その後、農村部においては農業集落排水施設事業、住宅団地ではコミュニティ・プラント事業による污水处理施設の整備を推進し、平成4年には新田処理区に着手し、生活環境の改善、公共用水域の環境保全に寄与してきた。</p> <p>平成17年度からは污水处理施設整備交付金を活用し、公共下水道事業、農業集落排水施設事業及び浄化槽設置事業を推進し、污水处理人口普及率は平成17年3月末の57.8%から平成21年3月末では69.6%に向上する見込みである。</p> <p>(以下略)</p>

変 更 後	変 更 前
<p>5-1 全体の概要</p> <p>下水道事業は、公共下水道として現認可区域のうち、新田処理区の全域および西邑楽処理区の一部（太田第2処理分区，太田第4処理分区の一部）、中央第2処理区の一部を対象に管渠整備を行い、農業集落排水施設事業は、前小屋地区の整備を行う。</p> <p>浄化槽事業については、設置者の申請に基づき設置費補助を行なう個人設置型（他の汚水処理事業による整備地区を除く区域）と、地区を設定する市町村設置型（只上町一区、花香塚地区、大館・出塚本村地区、<u>下強戸地区及び東金井町二区地区</u>）により事業を行い、更なる汚水処理施設整備交付金の有効な活用を図り、汚水処理人口普及率の向上により都市環境の再生を推進する。</p> <p>5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業 [事業区域]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道 太田市新田処理区、西邑楽処理区、中央第2処理区</li> <li>・浄化槽（個人設置型） 太田市全域（ただし、公共下水道認可区域、浄化槽（市町村設置型）事業区域、農業集落排水事業採択及び整備済み地区、コミュニティ・プラントによる整備済み地区を除く）</li> <li>・浄化槽（市町村設置型） 太田市只上町一区、花香塚地区、<u>大館・出塚本村地区、下強戸地区及び東金井町二区地区</u></li> <li>・農業集落排水施設 太田市前小屋地区</li> </ul>	<p>5-1 全体の概要</p> <p>下水道事業は、公共下水道として現認可区域のうち、新田処理区の全域および西邑楽処理区の一部（太田第2処理分区，太田第4処理分区の一部）、中央第2処理区の一部を対象に管渠整備を行い、農業集落排水施設事業は、前小屋地区の整備を行う。</p> <p>浄化槽事業については、設置者の申請に基づき設置費補助を行なう個人設置型（他の汚水処理事業による整備地区を除く区域）と、地区を設定する市町村設置型（只上町一区、花香塚地区、大館・出塚本村地区）により事業を行い、更なる汚水処理施設整備交付金の有効な活用を図り、汚水処理人口普及率の向上により都市環境の再生を推進する。</p> <p>5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業 [事業区域]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道 太田市新田処理区、西邑楽処理区、中央第2処理区</li> <li>・浄化槽（個人設置型） 太田市全域（ただし、公共下水道認可区域、浄化槽（市町村設置型）事業区域、農業集落排水事業採択及び整備済み地区、コミュニティ・プラントによる整備済み地区を除く）</li> <li>・浄化槽（市町村設置型） 太田市只上町一区、花香塚地区<u>及び大館・出塚本村地区</u></li> <li>・農業集落排水施設 太田市前小屋地区</li> </ul>

